

再申入れに関するご連絡

令和2年10月13日

東京都港区赤坂2丁目12番12号 MartialArts 赤坂溜池山王ビル5階
NN赤坂溜池法律事務所
パラカ株式会社代理人
弁護士 成瀬直邦 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久三四彦



〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人のパラカ株式会社（以下「貴社」といいます。）に対する平成30年12月5日付け再申入書（以下「再申入書」といいます。）に関し、当法人からの平成31年3月14日付けご連絡に対して、貴職から同年4月18日付け回答書（以下「前回回答書」といいます。）をいただいた件について、当法人は、貴社に対し、以下のとおり再度ご連絡いたします。

1 再申入書記載の申入れの趣旨1項について

当法人は、再申入書をもって、貴社に対し、貴社の平成30年9月6日付け回答書（以下「平成30年回答書」という。）記載のとおり対応を変更済みであるならば、直ちに次の各規定を使用中止又は修正することを求めました。

- ① 「駐車券を紛失されますと、実際の駐車時間にかかわらず、当社規定の料金となりますのでご注意ください」、「紛失料金10,000円」（以下「本件規定①」といいます。）
- ② 「料金支払後、車をバックしてゲートが下降した場合は、券紛失料金での退場となりますのでご注意ください」、「紛失料金10,000円」（以下「本件規定②」といいます。）

これに関し、貴社の前回回答書では、引き続き検討しているとのことでしたが、それから約1年半を経過した現在においても、「パラカ札幌101」駐車場（所在地：札幌市中央区南3条西5丁目9番1）の入口ゲートには、本件規定①及び同②が表示されています。

よって、当法人は、貴社に対し、改めて、直ちに本件規定①及び同②を使用中止又は修正することを求めます。

2 再申入書記載の申入れの趣旨2項について

当法人は、再申入書をもって、貴社に対し、本件規定①及び同②に関して平成30年回答書記載のとおり対応を変更済みである旨を、利用者によりわかりやすく各駐車場に表示することを求めました。

これに関し、貴社の前回回答書では、引き続き検討しているとのことでしたが、貴社が検討された結果及びとられた措置について、当法人宛にお知らせください。

3 再申入書記載の申入れの趣旨3項について

当法人は、再申入書をもって、貴社に対し、本件規定①及び同②に関して、少なくとも平成28年7月以降に一旦1万円を支払って出庫した利用者に対して平成30年回答書記載のとおり対応により精算（一部返金）を実施すること、また、その旨を各駐車場や貴社ホームページにおける掲示などによりわかりやすく周知することを求めました。

これに関し、貴社の前回回答書では、検討するとのことでしたが、貴社が検討された結果及びとられた措置について、当法人宛にお知らせください。

4 ご回答について

つきましては、1項ないし3項の各事項についての貴社のお考え・ご対応等を、令和2年11月30日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上